

平成 29 年 度

水 道 事 業 会 計 予 算 書

生 駒 市

目 次

平成29年度	生駒市水道事業会計予算	1
平成29年度	生駒市水道事業会計予算に関する説明書	
平成29年度	生駒市水道事業会計予算実施計画	5
平成29年度	生駒市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書	10
平成29年度	給与費明細書	11
平成29年度	継続費に関する調書	16
平成28年度	生駒市水道事業予定損益計算書	17
平成28年度	生駒市水道事業予定貸借対照表	18
平成29年度	生駒市水道事業予定貸借対照表	20
	会計書類に関する注記	22

平成29年度

生駒市水道事業会計予算

議案第8号

平成29年度 生駒市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度生駒市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|--------------------------|
| (1) 給水戸数 | 50,000戸 |
| (2) 年間総配水量 | 12,118,000m ³ |
| (3) 一日平均配水量 | 33,200m ³ |
| (4) 一日最大配水量 | 38,161m ³ |
| (5) 主要な建設改良事業 | |

ア 新設改良事業

新小瀬中継所建設工事

老朽水道管更新事業

水道施設耐震診断業務

配水場電気設備更新事業

イ 固定資産購入

水道メーター購入

車両運搬具購入

器具備品等購入

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

(単位 千円)

第 1 款 事業収益	2, 9 6 8, 6 7 5
第1項 営業収益	2, 4 9 3, 4 1 5
第2項 営業外収益	4 7 5, 0 6 0
第3項 特別利益	2 0 0

支 出

(単位 千円)

第 1 款 事業費用	2, 7 5 6, 4 7 5
第1項 営業費用	2, 6 8 6, 2 6 3
第2項 営業外費用	2 8, 2 1 2
第3項 特別損失	2, 0 0 0
第4項 予備費	4 0, 0 0 0

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 875, 643千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 63, 171千円及び過年度分損益勘定留保資金 812, 472千円で補填するものとする。)

収 入

(単位 千円)

第 1 款 資本的収入	1 2 9, 3 3 1
第1項 寄附金	1 6, 2 4 5
第2項 納付金	9 1, 7 0 0
第3項 負担金	2, 5 3 0
第4項 分担金	1 8, 8 5 6

支 出

(単位 千円)

第 1 款 資本的支出	1, 0 0 4, 9 7 4
第1項 建設改良費	9 6 9, 4 9 2
第2項 企業債償還金	1 4, 4 8 2
第3項 還付金	1, 0 0 0
第4項 予備費	2 0, 0 0 0

(一時借入金)

第 5 条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 6 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 7 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 358,162千円

(たな卸資産購入限度額)

第 8 条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

平成29年3月7日提出

生駒市長 小 紫 雅 史